**事業拡大・新分野進出・第二創業等**

**中小企業者等の取り組みを応援します！**

○　本市内において実施する、次のいずれかに該当する事業を募集します。

　　応募者が、その事業に取り組む場合に補助金を交付します。

**②**

現在営む業種に加えて、当該業種と異なる業種に進出すること

**①**

　　 新商品・新役務の開発等により現在営む業種の事業を拡大すること

**事業拡大**

**新分野進出**

**③**

現在の事業を転換し、異なる事業を開始すること

**第二創業等**

○　応募のあった事業から、次の選定基準により事業を選定し補助します。

**[選定基準]**

①　事業の実現性があるかどうか。

②　長期にわたって持続可能な事業であるか。

**[補助金額]**

**最大１００万円（補助対象経費の３分の２以内）**

○　募集期間は次のとおりです。

**令和７年７月２５日（金）　～　８月２６日（火）まで**

☆　詳しい内容は、裏面の「延岡市事業拡大・新分野進出・第二創業等支援補助金公募要領」をご覧ください。

【文書取扱】延岡市 商工観光文化部 商業・駅まち振興課

**令和７年度　延岡市事業拡大・新分野進出・第二創業等支援補助金公募要領**

**１本公募の主旨**

　　本市では、地域経済の基盤である中小企業者等の成長を促進し、本市経済の活性化を図るため、コロナ禍の経験や社会のデジタル化の急激な進展を踏まえて中小企業者等が取り組むデジタル化等による事業拡大や新分野進出、第二創業等を支援します。

　　中小企業者等から、事業拡大や新分野進出、第二創業等の事業を募集し、応募のあった事業から事業を選定し、中小企業者等がその選定された事業に取り組む場合に、補助金を交付します。

**２用語の定義**

　　本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 用語 | 定義 |
| ① | 事業拡大 | 現在の業種で事業を拡大することをいいます。なお、次に掲げる要件のいずれかを達成する見込みの計画を有した事業に限ります。 |
| ア　付加価値額について、１年間で年率1％以上向上すること。 |
| イ　付加価値額について、３年間で年率平均1.5％以上向上すること。 |
| ② | 新分野進出 | 現在の業種に加えて当該業種と日本標準産業分類の中分類で事業が異なる業種に進出することをいいます。 |
| ③ | 第二創業等 | 現在の事業を転換し、異なる事業を開始することをいいます。 |
| ④ | 営業利益 | 売上総額（売上高から売上原価を差し引いた額）から販売費及び一般管理費を差し引いた額をいいます。 |
| ⑤ | 付加価値額 | 営業利益、人件費及び減価償却費の合計の額をいいます。 |

**３　補助対象者（事業の実施主体）の要件**

　　①　補助対象者は、市内に住所（法人にあっては本店、個人事業者にあっては住所）及び事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 中小企業者 | 中小企業基本法第２条第１項の各号に規定する中小企業者（小規模事業者を含む。） |
| ② | その他法人等 | 特定非営利活動法人、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第６号に規定する公益法人等をいう。）又は人格のない社団等（同条第８号に規定する人格のない社団等をいう。）であって、収益事業を行うもの |
| ③ | その他、市長が必要と認めた法人 |  |

②　①の規定に関わらず、次の⑴から⑹までのいずれかに該当する者は補助対象者としません。

⑴　市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者

　　⑵　延岡市暴力団排除条例第２条第１号又は第３号に該当する者

　　⑶　前号に掲げる者が役員に含まれる者

　　⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を営む者

　　⑸　過去に本補助金及びウィズコロナ事業改善等支援補助金を受けた者

　　　⑹　その他、市長が不適当と認める者

**４募集する事業**

　　募集する事業は、次の①から④までの全てに該当する事業です。

　①　**事業拡大、新分野進出、第二創業等**のいずれかに該当する事業であること。

　②　延岡市内で実施する事業であること。

　③　今年度中（令和８年２月27日まで）に開始する事業であること。

　④　同一の内容で国、県、市等による他の補助金や委託料を受けて行う事業でないこと。

**５補助金の概要**

**【補助対象経費】**

　　　補助対象経費は、事業を開始するために必要な経費とします。（修繕費、設備費、備品購入費、消耗品費、広報費、原材料費、開発費、ソフトウェア購入費等）

ただし、汎用性が高いもの、補助金の交付決定日以前の発注、契約、支払い及び選定事業開始後の経費については補助対象となりません。

詳しくは、６ページをご確認ください。

**【補助金額】**

　　　**補助対象経費（税抜）の３分の２以内、上限１００万円**※千円未満の端数は切り捨て

**６　選定事業の開始時期**

　　 **交付決定日から令和８年２月27日（金）まで**

※令和８年２月27日までに事業に要した経費の支払いを全て完了してください。

**７応募手続**

　　①　応募期間

　　　　**令和７年７月25日（金）から令和７年８月26日（火）17：00　※必着**

　　②　提出書類

　　　　次の書類を商業・駅まち振興課に提出してください。

　　⑴　補助金等交付申請書

⑵　事業計画書（様式第１号）

　⑶　誓約・同意書（様式第２号）

　⑷　役員等名簿

　⑸　市税の完納証明書

　⑹　見積書等の補助対象経費の内容が分かる書類の写し（見積書及び製品カタログ等）

　　　※価格の妥当性を判断するため、原則２者以上の見積が必要です。

　⑺　法人の場合は、直近の確定申告書別表１の控及び法人事業概況説明書の控２枚

　⑻　個人事業者の場合は、直近の確定申告書第１表の控に加えて確定申告の方法別に以下の書類を提出してください

①青色申告の事業者…直近の所得税青色申告決算書の1枚目（損益計算書）の控

②それ以外の事業者…直近の収支内訳書1枚目の控

　⑼　その他、市長が必要と認める書類

**８　補助対象事業の選定**

　　応募のあった事業のうち、「３」及び「４」に該当するものについて、次の選定基準に基づき審査を行います。総合点の60％を基準点とし、これ以上の得点の事業のうち、得点の高いものから順に当該年度の予算の範囲内で選定します。

　【選定基準】

　　　①　事業の実現性があるかどうか。

　　　②　長期にわたって持続可能な事業であるか。

　【選定方法】

　　　提出書類による書類審査に加え、選定会議により審査を行います。

　　　選定会議において、個別ヒアリングを行う予定です。個別ヒアリングの案内は、書類審査を経て合格した補助対象者に対して個別に日時案内を行います。

　　　※個別ヒアリングに出席できない場合は、提出書類のみでの審査となる場合があります。

　【選定結果】

　　　選定結果を通知します。選定した事業については、補助対象者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）及び住所、事業の内容等を公表することがあります。

**９交付決定**

　　選定会議の意見等を勘案し、交付決定を行います。

やむを得ず申請内容を変更する場合は、予め市にご相談ください。

**１０　実績報告・補助金の支払い**

　　①　実績報告

　　　　事業拡大等の準備が完了し、選定事業を開始したときは、以下の書類を市に提出し、実績報告を行ってください。

　　　　（実績報告の締切日：選定事業を開始した日の翌日から起算して20日を経過する日又は２月27日のいずれか早い日）

⑴　補助事業実績報告書

⑵　収支計算書（様式第３号）

⑶　補助金等請求書

　⑷　補助対象経費の領収書（原本）

⑸　領収書の内訳が分かる請求書等の書類

　⑹　写真等の補助対象事業の遂行の事実を証する書類

（写真は、紙に張り付けるなど分かりやすくしてご提出ください。）

　⑺　その他、市長が必要と認める書類

②　補助金の支払い

　　補助金の支払いは、確定払により行います。なお、確定払により実施することが困難である場合は、市と協議のうえ、概算払も可能とします。

**１１　調査への回答**

補助金による中小企業者等の成長及び本市経済の活性化への効果を検証するため、付加価値額に関する調査を行います。（令和９年度に行う予定。）

補助金を受けた者は、市長の求めに応じ、必ずご回答ください。

※調査にご協力いただけない場合は、応募はご遠慮ください。

**１２　交付決定の取消**

　　①　次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消します。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

　　　　⑶　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　　　　⑷　その他、市長が必要と認めたとき。

②　補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めます。

**13補助金支払いまでのスケジュール**

　①　公募（令和７年７月25日　～　令和７年８月26日）

　　②　書類審査の結果通知（８月末）

　　③　補助対象となる事業の選定会議（９月上旬）

　④　交付決定通知、選定結果の通知（９月中旬）

　⑤　補助対象者による選定事業の準備（補助金の交付決定日～）

　⑥　補助対象者による選定事業の開始（～２月27日）

　⑦　補助対象者による実績報告書等の提出期限（選定事業の開始後２０日以内又は2月27日まで）

　　⑧　補助金額の確定

　⑨　補助金の支払い

**補助対象**

**補助対象外**

**公募終了**

**選定会議**

**交付決定日**

実績報告の期限

※令和８年２月27日

**実績報告**

**補助金支給**

選定事業の準備

　　　　　　　・備品購入

　　　　　　　・広報　　等

**【イメージ図】**

**選定事業の開始**

【お問い合わせ】

延岡市　商工観光文化部

商業・駅まち振興課　商業振興係

住　　所：延岡市東本小路２番地１（延岡市役所３階）

電　　話：0982‐34‐7841　　ＦＡＸ：0982‐22‐7080

Ｅ-mail ：syougyo＠city.nobeoka.miyazaki.jp

**事業拡大・新分野進出・第二創業等支援事業　選定基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
| 事業の実現性があるかどうか | ①　事業の実現性があるかどうか。 | 20 |
| 小計 | 20 |
| 長期にわたって持続可能な事業であるか。 | ②　新たに取り組む事業の責任者の経験、資格等は、提案された事業に生かせるものであるか。 | 10 |
| ③　市場のニーズ、競合者の状況等からみて、提案された事業の継続性や発展性はどの程度期待できるか。 | 30 |
| ④　事業開始までの必要経費について、借入金の額は適正か。 | 10 |
| ⑤　事業開始後の損益見込からみて、事業の継続性はどの程度期待できるか。【次の場合は減点】・借入金の返済を加味していない・収益が過大、費用が過小 | 30 |
| 小計 | 80 |
|  | 合計 | 100 |

**【補助対象とならない経費】**

① 補助の交付決定日よりも前に発注、契約、支払い、購入をした経費

② 補助対象事業に関係のない経費

③ 契約書、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費

④ 交付決定していない経費

⑤ 通常業務・取引と混合して支払いが行われ、補助対象事業に係る分が不明な経費

⑥ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費

⑦ 他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている経費

⑧ ポイントカード等によるポイントで支払われたポイント分

⑨ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引

⑩ 間接経費（消費税、振込手数料、光熱費、収入印紙代等）

⑪ 会員登録料、入会金、会費等

⑫ 一般的な市場価格に対して著しく高額な経費

⑬ すでに購入済のソフトウェアに対する単なる増台や追加購入分のライセンス費用、また既存ソフトウェアに対するリビジョンアップのための費用

⑭ 補助金申請、報告に係る申請代行費

⑮ パソコン、タブレット端末及び周辺機器、スマートフォン、自動車（移動販売車両などの補助対象事業のみに使用されることが明らかな場合を除く。）、エアコン、カメラなど、汎用性を有し、目的外使用可能な備品購入等に係る経費

⑯ その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと市が判断するもの